

「(仮称)第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「(仮称)第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」・「(仮称)第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(素案)の策定について

◎ 趣旨

「(仮称)第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「(仮称)第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」・「(仮称)第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(素案)について協議するもの

1 策定の目的

- 本市においては、平成26年3月に地域生活支援や就労などの日中活動、障がいへの理解促進や地域の支援体制の充実を推進する「第4次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定し、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきたところであり、このような中、乳幼児期からの切れ目のない支援や障がいの重度化、その家族の高齢化への対応など、様々な課題解決の取り組みが求められている。
- 国においても、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」を平成28年4月に施行するとともに、障がい者を含む全ての地域住民と行政等の協働による包括的支援体制を構築する地域共生社会の実現など、新たな課題解決へ向けた取組を進めている。

また、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に関する支援の一層の充実や、児童発達支援、医療的ケアなどの障がい児支援の拡充を図ることを目的として、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が一部改正され、平成30年4月より施行予定となっている。

特に、児童福祉法の改正によって市町村は、国の定める基本指針に即し、障がい児通所支援などのサービス提供体制を計画的に確保するための「障害児福祉計画」の策定が求められている。

- こうしたことから、近年の社会状況や法施行等を踏まえ、障がい者が本市で安心して、生涯にわたり自分らしく生き生きと自立して充実した生活を送ることができるよう、新たに「第5次プラン」を策定するとともに、身近な地域で暮らしを支援するサービスの安定的な確保を図るための「第5期サービス計画」及び「第1期障がい児計画」を一体的に策定し、本市の社会資源を活用しながら、障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられる体制づくりに取り組む。

2 計画の位置付け等

第5次プラン

- 障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画
- 第6次宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画で、市の障がい福祉施策の基本的な方向性を示し、事業の計画的な推進を図るための計画

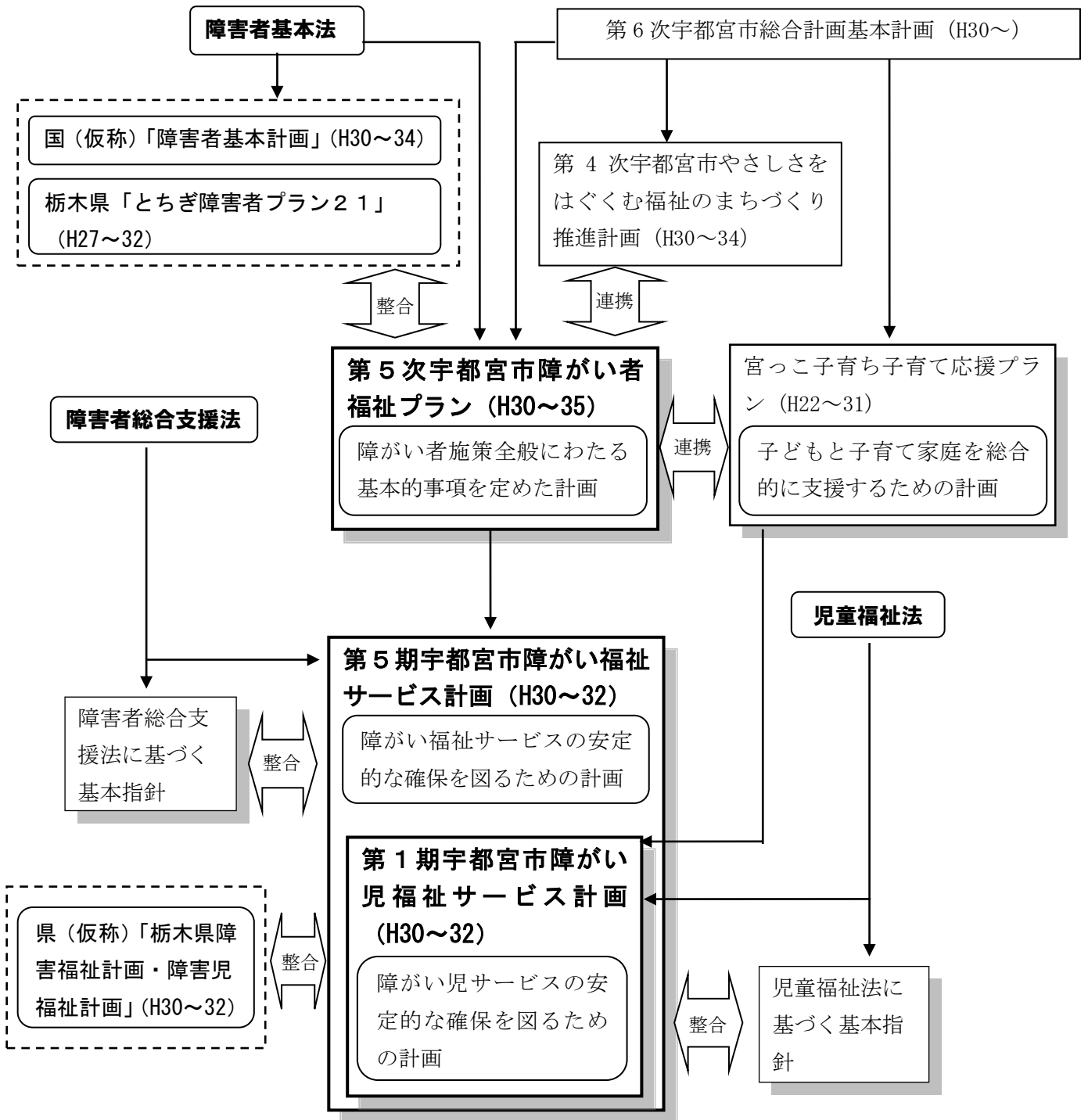
第5期サービス計画

- 障害者総合支援法第88条に定める市町村障害福祉計画
- 第5次プランに掲げる障がい福祉サービス等の実施計画

第1期障がい児計画

- 児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画
- 第5次プランに掲げる障がい児サービス等の実施計画

【第5次プラン，第5期サービス計画・第1期障がい児計画と他計画との関係】



3 計画期間

第5次プラン

平成30年度～平成35年度（6年間）

第5期サービス計画・第1期障がい児計画

平成30年度～平成32年度（3年間）

4 策定経過

- 平成29年 4月 庁議（策定体制・スケジュール）
サービス利用者及び事業者へアンケート調査
- 5月～ 障がい者団体等との意見交換会実施
- 7月～ 庁内策定委員会開催（策定委員会4回・作業部会5回）
- 8月～ 自立支援協議会（2回）
子ども・子育て会議（3回）
- 9月～ 発達支援ネットワーク会議（2回）
社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会開催（2回）

5 計画の内容及び特徴

(1) 内容

「(仮称)第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「(仮称)第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」・「(仮称)第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(素案)【概要版】・・・別紙1

(2) 特徴

本市の社会資源を活用しながら、障がいのあるすべての人が住み慣れた地域で、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、計画初年度を平成30年度とする「第5次プラン」・「第5期サービス計画」・「第1期障がい児計画」を一体的に策定

（仮称）第5次プラン

- ア 障がいのライフステージを見通した中で、近年、特に顕在化してきた課題に対応するため、「子育て支援などへの対応」と「親なき後への対応」を計画に盛り込み、重点的に取り組むこととした。
- イ 障がい者福祉施策を着実に推進するため、「社会的自立の促進」、「地域生活支援の充実」、「理解や配慮の促進」を充実する取組を盛り込んだ。
- ウ 社会環境の変化などにより生じた、「医療的ケアを必要とする児童への支援の推進」、「全国障がい者スポーツ大会の開催」、「精神障がいの地域生活への移行促進」などの新たな取組を盛り込んだ。

（仮称）第5期サービス計画・第1期障がい児計画

- ア 障がい福祉サービス計画及び障がい児福祉サービス計画を一体的に策定することにより、一貫した切れ目のない支援に取り組むこととした。
- イ 医療的ケア児を含む重症心身障がい児のニーズに対応した適切な支援のため、関係機関の連携強化や必要なサービスを充実する取組を盛り込んだ。
- ウ 地域移行や親なき後に対応する体制整備に向けて、グループホームの設置促進等に重点的に取り組むこととした。

【主な取組】

- 通学・通所における移動支援事業の充実【新規】
- 居宅訪問型児童発達支援事業の実施【新規】
- 障がい児計画相談支援の充実【拡充】
- グループホームの設置促進【拡充】
- 地域における相談体制の充実【拡充】
- 地域における生活体験の促進【新規】 など